

ガス系消火設備等における評価申請のガイドライン

～ 概要版 ～

ガス系消火設備等評価委員会事務局

(日本消防設備安全センター及び危険物保安技術協会)

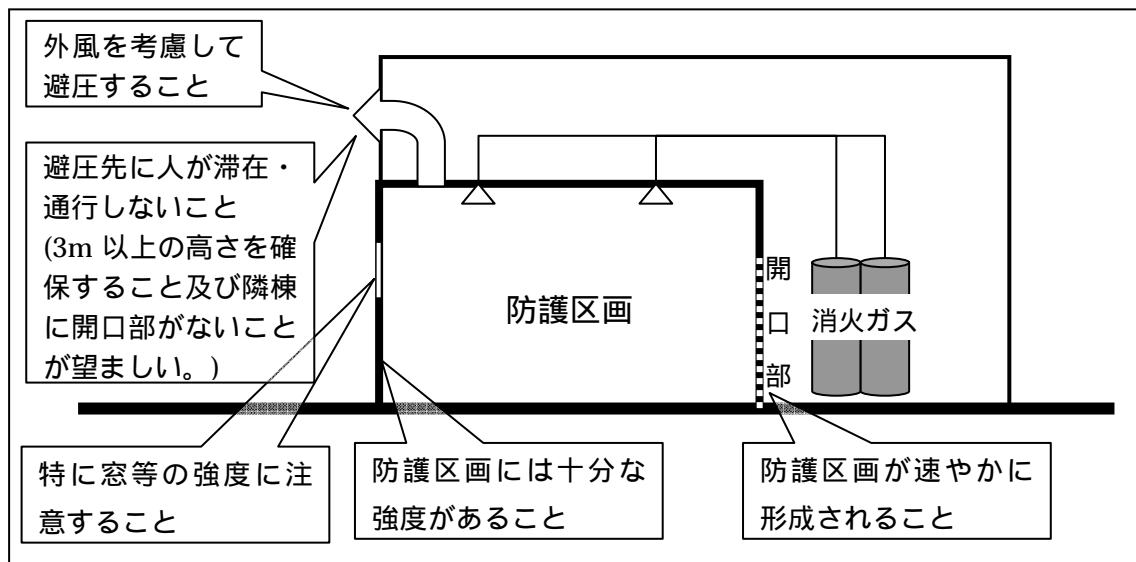
ガス系消火設備には、消火剤の迅速で確実な拡散のためのヘッドの配置、火災の確実な感知のための感知器の設置、消火剤の放出時に壊れない防護区画等が必要です。

このたび、ガス系消火設備等評価委員会事務局では、設計上留意すべき事項等をガイドラインにまとめました。

そのうち特に注意が必要な事項を以下に示します。

1. 設計全般に係る留意事項（抜粋）

- 防護区画の強度は、十分に強固なものとすること。
(消火ガスの放出時には外風により避圧が困難な場合があるため、800Pa以上の耐圧があることが望ましいとされます。特に窓ガラス等の耐圧強度に注意が必要です。)
- 防護区画は速やかに形成すること。
(シャッターで閉鎖する防護区画においても、1分以内に閉鎖できることが望ましいとされます。)
- 消火ガスの避圧や燃焼後のガスの排出先に人が滞在・通行することがないようにすること。



2. 用途別の留意事項（抜粋）

通信機器室、コンピュータ室、サーバー室等	オペレータールームの在室者だけではなく、メンテナンス要員についても、消火ガス放出時に待避が確実にできるようにする必要があります。
機械式立体駐車場	出火場所の確認や消火の確認などの消火活動のために数階層ごとに点検口があることが望ましいとされます。 利用者の安全確保のため、注意事項を明示することが必要です。
製薬工場、化学工場等	適切な評価のため、取扱う薬品に対する消火性能、防護区画内の危険性、作業工程などがわかる資料が必要です。
その他	爆発火災が想定される施設にはガス系消火設備は不適です。

【資料 ガス系消火設備等における評価申請のガイドライン】

趣旨、留意事項 <PDF 6P>

評価申請様式記入例 <PDF 18P> <MSWORD>

ガイドライン全文 <PDF 24P>

（参考）ガス系消火設備の評価制度の概要

火災・災害時の事業継続のため、電算機室や非常用発電機室などにガス系消火設備を設置することがあります。

消防法では、床面積が 1000 m²以上又は容積が 3000m³以上となる室では二酸化炭素以外のガス系消火設備の設置が認められていません。また、これより小さな床面積、容積の室であっても、常時無人の場合以外にはガス系消火設備の設置が認められていません。

こうした室は、消火性能や生体に対する安全性などについて知見が十分に蓄積されていないため、ガス系消火設備を設置する場合には消防署長や市町村長に特に認められることが必要です。

そうした特例判断にご活用いただくため、日本消防設備安全センター及び危険物保安技術協会では「ガス系消火設備等評価委員会」を運営し、ガス系消火設備の設置計画についての評価を行っています。

連絡・問い合わせ先

(財)日本消防設備安全センター 企画研究部 03-3501-7910
危険物保安技術協会 業務企画部 03-3436-2353